

災害時の保健活動

厚生労働省 健康局 健康課
保健指導室 木全 真理

目次

1. 災害時の保健活動について
2. 新型コロナウイルス感染症対応における保健活動について
3. 参考資料

1. 災害時の保健活動について

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の概要

(平成24年7月31日厚生労働省告示第464号)

1 ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

地域保健対策の推進に当たって、地域のソーシャルキャピタル(信頼、社会規範、ネットワークといった社会関係資本等)を活用し、住民による自助及び共助への支援を推進すること。

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進

市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進すること。

3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化

市町村は、保健と介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努め、都道府県及び保健所は、管内の現状を踏まえ、医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めること。

4 地域における健康危機管理体制の確保

- 都道府県及び市町村は、大規模災害時を想定し、被災地以外の自治体や国とも連携した情報収集体制や保健活動の全体調整、保健活動への支援等の体制を構築すること。
- 国は、広域的な災害保健活動に資する人材育成支援や保健師等について迅速に派遣のあっせん・調整できる仕組みの構築を行うこと。

5 学校保健との連携

保健所及び市町村保健センターは、学校保健委員会やより広域的な協議の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。

6 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する情報の評価等を行い、その結果を計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題と目標の共有化を図り、地域保健対策を一体的に推進することが重要であること。

7 保健所の運営及び人材確保に関する事項

保健所は、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業等を行い、市町村への積極的な支援に努めること。

8 地方衛生研究所の機能強化

地方衛生研究所を設置する自治体は、サーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立等が求められていることを踏まえ、技術的中核機関としての地方衛生研究所の一層の機能強化を図ること。

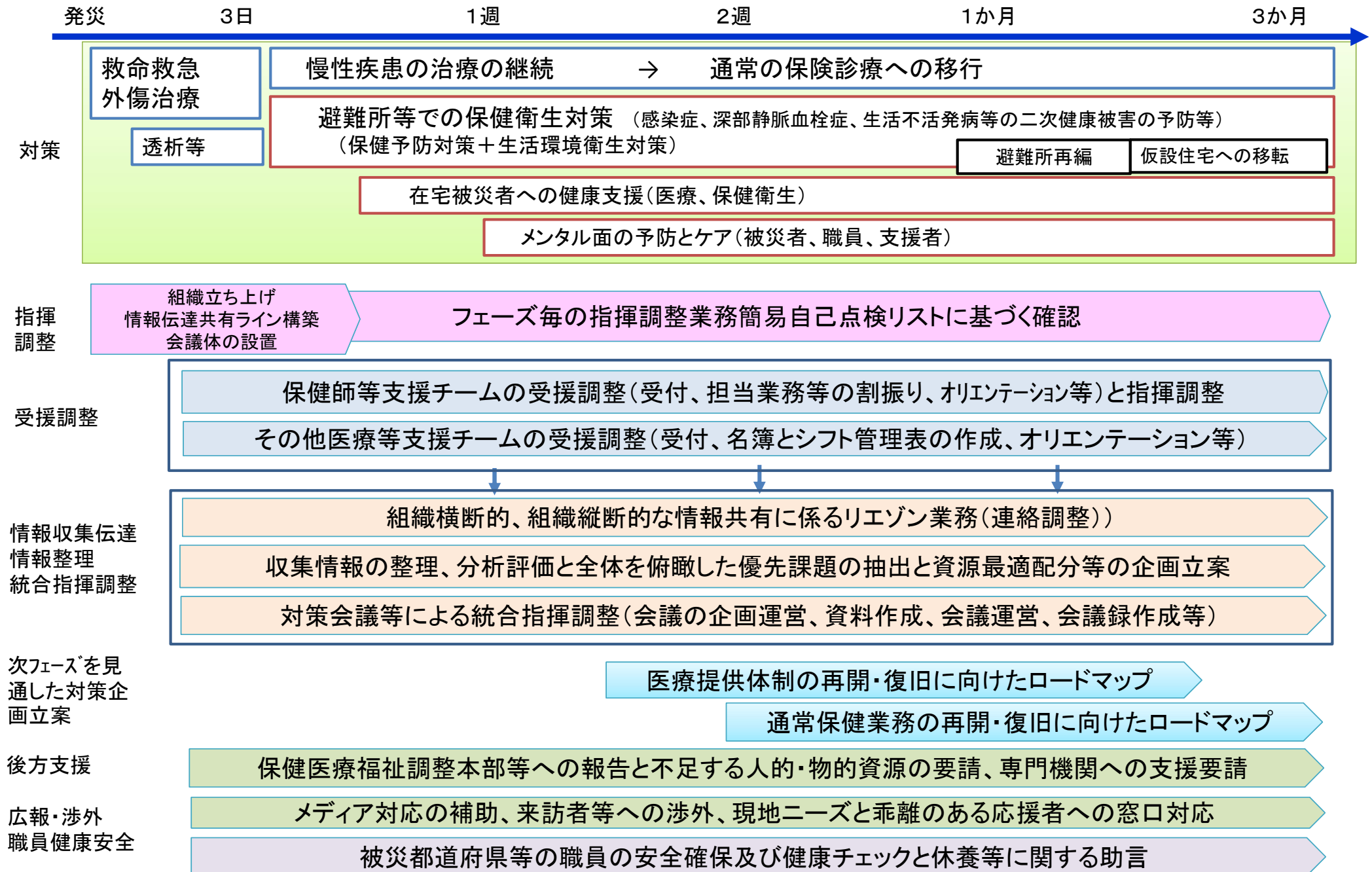
9 快適で安心できる生活環境の確保

都道府県、国等は、食中毒等に係る情報共有体制の強化や食品衛生監視員等の資質向上等を通じた保健所機能の強化に努めるとともに、生活衛生同業組合等の関係団体に対する指導・助言に努め、営業者の自主的な衛生管理等を通じた食品安全・生活衛生等の施策の推進を図ること。

10 国民の健康増進及びがん対策等の推進

健康増進計画の策定・実施等の取組を行う場合、ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関係するNPO等との連携及び協力も強化すること。また、地域のがん対策、肝炎対策、歯科口腔保健の推進に関し、それぞれ必要な施策を講じること。

被災都道府県等による災害時保健医療対策について



保健師支援チームとの関係 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣

- DHEATの構成メンバーとしての保健師
 - － 危機管理組織の長（保健所長）の指揮下
 - － 主に、対人保健分野における**マネジメント業務**
 - ・ **関係機関との連絡調整、被災地の健康課題のアセスメント、被災地市町村の保健活動の評価・応援、保健活動計画の立案、応援保健師の受入調整等**
 - － 統括的な役割を担う保健師に寄り添う伴走者
 - － 職能としてではなく、業務に適した者として

- 応援派遣される保健師等
 - － 応援派遣先市区町村長の指揮下
 - － 被災者の**健康チェック・健康相談、避難所の衛生対策**といった現場での**プレーヤー業務**

発災後の被災地における保健師の役割

- 発災後は、被災地の自治体機能が低下することもあり、保健師は被災者の健康支援を中心とし、広範囲に渡る支援活動に従事する。被災地における主な保健師の役割は以下のとおり。
※これらの活動は、全国の自治体保健師を中心とした保健人材が被災地に応援派遣され、被災地の自治体保健師と共に活動に従事する。

- 被害状況等の情報収集及び発信

- 救護所における救護活動

- ・ 状況に応じた医療、保健、福祉のニーズに関するアセスメント
- ・ 救護所の被災者に必要な医薬品、医療品、衛生材料等の調達及び医療処置の実施等

- 自宅、避難所及び仮設住宅等における健康管理

- ・ 全戸訪問による被災者の健康課題の把握
- ・ 感染症、食中毒、熱中症、急性肺血栓塞栓症(エコミークラス症候群)、生活不活発病予防観点からの環境整備、健康教育
- ・ 感染症患者発生時の対応(隔離、医療との連携、保健所との連携)
- ・ 健康状態が悪化した被災者への対応(医療との連携)等
- ・ 精神的な支援が必要な被災者のアセスメント、こころのケア活動との連携、医療との連携等

- 福祉避難所の避難者への対応

- ・ 避難者のアセスメント及び入所の必要性の判断等

- 保健師等の応援派遣調整

- ・ 被害状況に基づいた国や県庁に対する保健師等応援派遣の要請、保健師等の応援派遣調整

- 関係者との支援体制の調整

- ・ 支援チームの受入れ調整及び業務改善
- ・ 関係職種との会議の開催等

災害時の保健師等応援派遣調整における根拠

防災基本計画 第2編第2章第8節の1

- 国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。
- 国〔厚生労働省、環境省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

厚生労働省防災業務計画 第2編第2章第6節 第3の3

- 厚生労働省健康局は、被災都道府県からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣要請数等を確認し、被災都道府県以外の都道府県と応援派遣に関する調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者の健康管理に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

ただし、緊急を要する場合は、被災都道府県からの応援要請を待たずに被災都道府県以外の都道府県に対し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣等を求めた上で、被災都道府県に対し、その旨を通知する。

応援派遣による保健師等の活動の基本 (「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」より抜粋)

- 避難所等における被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図ることを目的とし、被災市区町村長又は被災都道府県の保健所長等の指揮命令のもとに活動を行う。活動内容は、被災者の健康相談、健康管理及び避難所等の衛生対策等を想定している。
- 活動期間は1週間程度を標準とするが、必要に応じ、応援派遣元となる都道府県と被災都道府県との間で協議の上、設定できるものとする。なお、活動期間には、現地での活動の他、応援派遣元都道府県と被災市区町村間の往復に必要な期間を含む。
- 被災市区町村における交通・通信手段や宿泊等については、応援派遣元都道府県において確保すること。

災害時の保健師等応援派遣調整の流れ

(「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領について」(令和3年12月20日付け健健発1220号第2号))

厚生労働省健康局

- ・被災自治体からの情報収集
(被害状況、保健師等応援要請の有無、要請人数等)
- ・被災都道府県からの応援要請を受け、被災都道府県以外の都道府県(保健師統括部署及び健康危機管理担当部署)へ保健師等応援派遣可否照会
- ・全国知事会に対して、応援派遣に係る調整について情報共有を図るとともに、関係する構成団体に厚生労働省の照会に協力するよう依頼
- ・全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会に対して、応援派遣に係る調整について情報提供
- ・照会結果をふまえ、応援派遣調整の実施

情報収集
応援派遣調整

情報提供
応援要請

応援派遣可否
の回答

応援派遣の
可否照会

都道府県衛生主管部(局)

- ・応援派遣照会に対する回答
(都道府県は、都道府県内の保健所設置市、特別区及び市町村も含めて応援派遣の可否照会及び応援派遣に係る調整を行う)
- ・応援派遣に向けた準備
(交通・通信手段や宿泊等宿泊等)

情報提供
応援派遣に係る調整

応援派遣準備
応援派遣に係る調整
応援派遣開始

被災都道府県(本庁等)

- ・被災市区町村や、保健所等からの情報収集
- ・被災市区町村の支援について、被災市区町村以外の市区町村へ保健師等の派遣を要請
- ・都道府県内の応援のみでは対応が困難な場合は、隣接都道府県または当該都道府県の災害時相互応援協定締結自治体へ派遣を要請
- ・災害の規模により、全国規模の応援要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に応援要請

災害時の保健師等支援チームの実績について(厚生労働省調整分)

○ 大規模災害では、被災都道府県からの要請を受け、厚生労働省が全国の保健師の応援調整を行っています

■平成30年7月豪雨

・岡山県・広島県・愛媛県からの要請を受け、累計64チーム、延べ5,428名が活動した。

県名	期間	累計 チーム数	派遣者延べ人数		
			保健師	保健師以外※	合計
岡山県	7/10~9/27	18	1,223	491	1,714
広島県	7/11~8/31	37	2,155	905	3,060
愛媛県	7/20~9/27	9	406	248	654
合計		64	3,784	1,644	5,428

※保健師以外:事務職員、医師、獣医師、薬剤師、化学、運転手等

■平成30年北海道胆振東部地震

・北海道からの要請を受け、累計16チーム、延べ1,000名が活動した。

派遣先	期間	累計 チーム数	派遣者延べ人数		
			保健師	保健師以外※	合計
北海道	9/11~11/13	16	698	302	1000

※保健師以外:事務職員、獣医師、薬剤師、診療放射線技師等

■令和元年台風第15号

・千葉県からの要請を受け、累計7チーム、延べ249名が活動した。

派遣先	期間	累計 チーム数	派遣者延べ人数		
			保健師	保健師以外※	合計
千葉県	9/17~10/6	7	169	80	249

※保健師以外:事務職員、医師、獣医師、管理栄養士、衛生監視員等

■令和元年台風第19号

・宮城・福島・長野県からの要請を受け、延べ1,464名が活動した。

県名	期間	累計 チーム数	派遣者延べ人数		
			保健師	保健師以外※	合計
長野県	10/17~11/15	7	299	141	440
福島県	10/19~11/29	13	444	227	671
宮城県	10/18~11/30	3	234	119	353
合計	10/17~11/30	23	977	487	1,464

※保健師以外:事務職員、医師、獣医師、薬剤師、管理栄養士、精神保健福祉士、運転手等

■令和2年7月豪雨

・熊本県からの要請を受け、延べ695名が活動した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、近隣都道府県からの応援派遣に困難を要する状況もあった。

派遣先	期間	チーム数	チーム内訳			派遣者延べ人数	内訳	
			都道府県単独	保健所設置市単独	県市町合同		保健師	保健師以外※
熊本県	7/7~8/12	12	5	3	4	695	388	307

※保健師以外:事務職員、管理栄養士、薬剤師、衛生職、化学職

保健医療福祉活動の連携

○大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について（令和4年7月22日科発0722第2号厚科課長他連名通知）、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」とした。

保健医療福祉活動に関する情報連携

○ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、

- 適宜、当該保健医療活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ等を報告するよう求めること。
- 保健医療福祉活動に関する情報連携について、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一の様式を示すこと。
- 保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。

○ 保健所は、市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。

2-(3) 健康相談票

健康相談票		方法	対象者	担当者（自治体名）	
初回	() 回	・面接 ・訪問 ・電話 ・その他	乳児 幼児 妊婦 産婦 高齢者 障害者 その他 ()	相談日	年 月 日
保管先				時間	
				場所	
氏名（フリガナ）		性別	生年月日	年齢	
		男・女	M・T・S・H	年 月 日 歳	
被災前住所		連絡先	避難場所		
①現住所		連絡先	自宅 自宅外：車・テント・避難所 (避難所名：)		
②新住所		連絡先	家族状況		
情報源、把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先		独居・高齢者独居・高齢者のみ世帯 家族問題あり()			
被災の状況		制度の利用状況			
家に帰れない理由 自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因(恐怖など) その他()		・介護保険(介護度) ・身体障害者手帳(級) ・療育手帳(級) ・精神保健福祉手帳(級) ・その他()			
既往歴 高血圧、脳血管疾患、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、結核、アレルギー、その他 ()	現在治療中の病気 高血圧、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、アレルギー、その他 ()	内服薬		医療機関名	
		なし・あり(中断・継続) 内服薬名()		被災前: 被災後:	
		医療器材・器具 在宅酸素・人工透析 その他()		血圧測定値 最高血圧: 最低血圧:	
身体的・精神的な状況	食事制限 なし あり 内容() 水分()	現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)			
		具体的自覚症状(参考) ①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦胸こり⑧目の症状⑨明目の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他			
日常生活の状況	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動
	自立				
	一部介助				
備考 必要器具など	意識疎通	判断力・記憶	その他		
個別相談内容		支援内容			
		今後の支援方針 解決 継続			

<参考>災害時関連ガイドライン・マニュアル

避難所等での保健衛生対策関連

- ・避難所における感染対策マニュアル(平成23年3月)http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf
- ・避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン(平成23年6月)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>
- ・避難所運営ガイドライン(平成28年4月)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_guideline.pdf
- ・大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン～その時、自治体職員は何をするか～(平成31年3月)
http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf
- ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン(令和3年5月改訂)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症の対応に関するQ & A(第3版)(令和3年5月)
http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA3.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント(動画第2版)(令和3年6月)
<http://www.bousai.go.jp/coronam.html>
- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)(令和3年6月)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/corona_hinanjo03.pdf

連 DHEAT 関

- ・DHEAT活動ハンドブック(本編)(平成31年3月)
https://www.niph.go.jp/h-crisis/wp-content/uploads/2019/10/dheat06_20190417_1.pdf
- ・DHEAT活動ハンドブック(資料編)(平成31年3月)
https://www.niph.go.jp/h-crisis/wp-content/uploads/2019/10/dheat06_20190417_2.pdf

連携強化・受援等関連

- ・災害時の保健活動推進マニュアル(令和2年3月)
http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策における応援派遣及び受援のための手引き(令和2年8月)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000671711.pdf>
- ・保健師の災害時の応援派遣及び受援のためのオリエンテーションガイド(令和2年3月)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000805235.pdf>
- ・災害時の保健活動推進のための保健師間および地元関係団体との連携強化に向けた体制整備ガイドライン(令和4年3月)
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202127010B-sonota.pdf

市町村保健師の災害保健活動能力に関する教育教材の作成

厚生労働科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業(令和2年度～令和3年)
「市町村保健師の災害時保健活動遂行能力の向上のための教育教材及びその活用マニュアルの作成と検証」

研究代表者:
春山早苗(自治医科大学)

市町村保健師の災害時保健活動遂行能力の向上のための教育教材及びその活用マニュアルを作成・検証する。

- ①災害時保健活動遂行能力に関する教育方法の効果や課題を整理し、フェーズ0からフェーズ2のコンピテンシーとその遂行に求められる知識・技術・態度に応じた教育方法を検討
 - ・自己学習のためのeラーニング教材、演習教材、効果的な研修プログラム例の作成
- ②教育教材活用のためのマニュアルの作成
 - ・マニュアル及び教育教材を活用した研修のアウトカム評価(学習到達度等)、プロセス評価(ARCSモデル等)

1. eラーニング教材

eラーニング教材の作成にあたっては、避難者が作成した「災害保健師の災害時のコンピテンシー及び必要な知識・技術・態度の内容」(1) (後述参考文献) を参考に、コンテンツの集約およびコンテンツの紐を接続しました(表1)。各コンテンツに書き込まれる内容(知識・技術・態度)の内容を詳しく示します。
このeラーニングは、「市町村保健師の災害時保健活動遂行能力向上のためのeラーニング教材」<https://dphn-training.online/moodle/> にアクセスし、アカウントを作成すれば、誰でも閲覧することができます。eラーニングを初めて閲覧する際、「アカウント登録およびコース自己診断について」の説明画面を御覧ください。



成果物

○ 「市町村保健師の災害時保健活動遂行能力向上のためのトレーニング教材」

URL: <https://dphn-training.online/moodle/>

○ 「市町村保健師の災害時保健活動遂行能力向上に係る教育教材活用のためのマニュアル」

表1 eラーニングのコンテンツ内容と目標

目標と内容	所属	氏名	時間
1. eラーニング教材について	自治医科大学看護学部・教授	春山 早苗	5分
2. 災害支援の基本			
目標	災害支援の基本を理解する		
内容	①災害に備わる経路図や、災害時保健師の役割 ②フェーズ別の保健活動 ③災害支援員、保健師、市町村、各々の役割と連携 ④災害に備わる応答者の編成・特性や連携の仕組み ⑤災害についての体制づくり	市山山県立看護専門学校 南大支所・所長 池田 和知 千葉大学大学院看護学専攻 教授 宮崎 美砂子 千葉大学大学院看護学専攻 教授 宮崎 美砂子 国立保健医療科学部保健学専攻 准教授 高田 博子 国立保健医療科学部保健学専攻 准教授 高田 博子	22分 21分 12分 24分 20分
3. 避難所活動の基本			
目標	避難所の構築管理、避難経路の確保により、二次的な傷病被害の発生を予防するために必要な知識を得る		
内容	①避難所運営と保健活動の基本① ②避難所運営と保健活動の基本② ③避難所における医療アシスタント ④災害時の二次的被害被害の理解 ⑤心身障害者(児)のケア① ⑥心身障害者(児)のケア② ⑦PFA(心理的ケア)の提供 ⑧高齢者への支援と支援者自身のケア ⑨避難所における新型コロナウイルス感染症への対応	自治医科大学看護学部・教授 春山 早苗 自治医科大学看護学部・教授 尾島 優之 自治医科大学看護学部・教授 中村 剛夫 自治医科大学看護学部・教授 大沼 南美	13分 15分 18分 17分 18分
4. 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応			
目標	新型コロナウイルス感染症の状況と備えを踏まえた避難所における保健活動に必要な知識を得る		
内容	①新型コロナウイルス感染症とは① ②新型コロナウイルス感染症とは② ③新型コロナウイルス感染症対策の基本 ④避難所における新型コロナウイルス感染症への対応① ⑤避難所における新型コロナウイルス感染症への対応②	自治医科大学看護学部・教授 藤原 雄司 自治医科大学看護学部・教授 藤原 雄司 自治医科大学看護学部・教授 藤原 雄司 自治医科大学看護学部・教授 藤原 雄司	22分 14分 11分 17分 14分



2. 新型コロナウイルス感染症対応における 保健活動について

熊本県庁・熊本県内の避難所へDHEAT及び厚労省職員の派遣を行い、

- ・避難所の感染対策や保健医療調整本部の体制について県庁へ助言
- ・避難所の巡回を行い、避難所の感染対策について、問題点・課題を県庁へ情報提供
- ・感染対策について、改善が必要な避難所については、さらに巡回を行い、問題点・課題を県庁へ情報提供等の対応を行い、避難所における感染対策の改善を図った。

体制整備

県庁へ助言(避難所感染対策)

- ① 3密 ② 換気・空調 ③ 入脱トリアージ、
- ④ ゾーニング ⑤ 発熱者・濃厚接触者対応 ⑥ 分散避難

DHEAT及び国職員による巡回、支援

熊本県内の体制確立

健康福祉対策部

保健医療調整部

新型コロナ啓発
感染症対策
ロングフライト
熱中症対策

福祉体制本部

福祉トリアージ
福祉避難所

連携

保健医療現地本部(保健所)

地域災害時保健医療対策会議

DHEAT
保健医療福祉班
感染症対策班

情報提供

助言

活動支援

避難所対応

巡回した避難所 ※()内は避難者数

球磨村(270人)人吉市(790人)八代市(250人)
芦北町(75人) **全避難者1,615人の86%**

巡回・確認

問題点・課題

入脱トリアージ / ゾーニング

新型コロナ啓発
スクリーニング

ロングフライト班
スクリーニング



更に巡回・確認

巡回した避難所 ※()内は避難者数

球磨村(402人)人吉市(1,278人)八代市(285人)芦北町(57人)山
江村(27人)相良村(46人) **全避難者2,175人の96%(7/24時点)**

→巡回等により課題は全て改善

「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)について」

府政防第733号
消防災第83号
健感発0616第1号
環自総発第2106141号
令和3年6月16日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部(局)長
衛生主管部(局)長 殿
動物愛護管理担当部(局)長

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(地方・訓練担当)
消防庁国民保護・防災部
防災課長
厚生労働省健康局
結核感染症課長
環境省自然環境局
総務課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)
について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合に備えた「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を発出し、避難所運営訓練の積極的な実施により、避難所運営に際しての手順や課題の確認等につとめることが望ましいことを周知してきたところです。

今般、新たな知見を踏まえ内容を改訂しましたので、ガイドライン(第3版)として発出いたします。今般の改訂では、保健所など関係機関との連携強化の観点について追加したほか、よりわかりやすくするための図表の充実等を行いました。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

災害時のメンタルヘルス対策

○大規模災害発生時の被災地の自治体職員は、昼夜問わず過重な災害対応業務に従事し、心身に大きな負担が生じメンタルヘルス対策を始め、職員の健康管理が課題とされているところ。

○新型コロナウイルス感染症については、いくつもの感染拡大の波の到来があること等、様々な特徴的な背景があり、職員にはうつ状態やもえつき症候群等の出現などがみられる等、心身面に多大な影響が生じている現状がある。

○そのため、各職場では職員のセルフチェックや相談窓口等のメンタルヘルス対策をはじめ、応援・派遣職員の確保や業務改善、休暇の確保など、試行錯誤しながら取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症等対応における 自治体職員の過重労働・メンタルヘルス対策について

○新型コロナウイルス感染症の対応における自治体職員の過重労働・メンタルヘルス対策について、各自治体における現状や取組事例から対策のポイントを「業務マネジメント」「メンタルヘルスカア」の柱でまとめた。

【業務マネジメント】

- 全庁体制による業務の分担化、効率化**
 - ・保健部署だけでなくその他の部署も含めた全庁的な業務体制
 - ・専門職と事務職の特性を活かした業務分担
- 組織体制及びリーダーの明確化**
- 職員間の情報共有**
 - ・定期的なミーティングの開催、情報の可視化
 - ・業務マニュアルの作成
- 職員の意識醸成**
 - ・管理職を中心とした全所ワンチームで行う風土づくり
- 積極的な情報発信・広報**
 - ・住民の理解の促進
- クレーム対応体制**
 - ・対応者の明確化、対応方針の作成
- 受援体制**
 - ・市町村等との協定締結、併任辞令の発令
- 研修の実施、強化**
 - ・職員に対する新型コロナウイルスに関する知識、対応について

- 労働環境の整備
- 労務管理** -働き続けられる職場づくり
 - ・二交代制、フレックスタイムの導入
 - ・管理職等からの休暇取得に係る継続的なメッセージ

【メンタルヘルスカア】

- セルフケア**
- 相互支援**
 - ・共感ミーティング等意識的なコミュニケーションの定例化
- 組織的対応**（職制のラインによるケアなど）
 - ・メンタルヘルスに関する情報発信
- 専門職による支援**（産業保健スタッフ・外部資源によるケア）

【その他】

- 職員の家族への支援**
 - ・職員の仕事の理解、家族への負担へのねぎらい等の文書発出

①「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正について

改正の経緯・趣旨

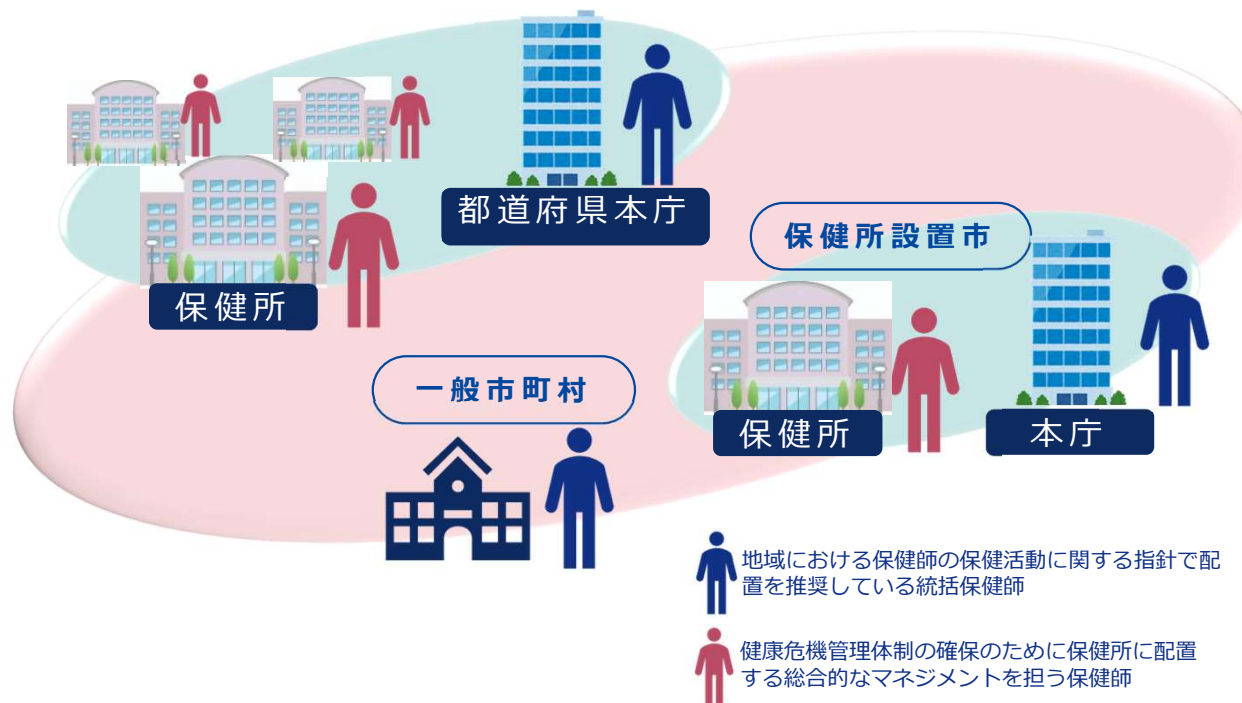
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年臨時国会において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）が成立し、
 - ・ 感染症法においては、予防計画の記載事項の充実や都道府県と保健所設置市・特別区等による連携協議会の創設などが行われるとともに、
 - ・ 地域保健法においては、保健所業務を支援するIHEATや専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等が法定化されたところ。
- これらの改正を踏まえて、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）の記載を見直すもの。

改正のポイント

- 以下の内容を指針に反映。
 - 1 基本的な考え方、方向性
 - ・ 健康危機に備えた計画的な体制の整備
 - ・ 広域的な感染症のまん延に対応するための国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体の役割
 - 2 保健所の健康危機管理体制
 - ・ 健康危機対処計画の策定
 - ・ 統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師の配置
 - ・ 広域的な感染症のまん延に備えた人材（IHEAT、自治体間の職員の応援派遣）の活用のための取組
 - 3 地方衛生研究所の健康危機管理体制
 - ・ 健康危機対処計画の策定
 - ・ 地方衛生研究所において必要な体制や求められる役割 等
- 令和5年3月に告示、同年4月1日から適用予定。

⑤ 保健所における健康危機管理体制確保のための 総合的なマネジメントを担う保健師の配置について

- 感染症法等の改正等に伴い、都道府県、政令市及び特別区は、健康危機管理体制の確保のために、保健所に統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。
※なお、都道府県及び市町村に保健活動の組織横断的な総合調整及び推進等の役割を担う部署を明確に位置づけ、保健師（統括保健師）を配置するよう努めることとしている（「地域における保健師の保健活動に関する指針」健発0419第1号平成25年4月19日）。
- 当該保健師は保健所長を補佐し、関係部署の職員を取りまとめ、健康危機への備えや発生時の対処等の事務を統括する役割を担う。
- 保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を増員するために必要な地方財政措置を講じているところ。
- 自治体に配置される統括保健師が、都道府県、保健所設置市・特別区、保健所、市町村までを含めた保健師が中心となる組織横断的なネットワークを機能させることで、健康危機発生時への迅速な対応を可能とする。



保健所の総合的なマネジメント を担う保健師に求められる業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるために以下の業務を担う

- ①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与
- ②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施
- ③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化
- ④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化